

沿岸広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年4月1日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1(1) 路線名 長部漁港線
 - (2) 供用開始の区間 陸前高田市気仙町字湊178番51地先から118番2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 令和6年4月1日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 令和6年4月1日から同年5月1日まで
- 2(1) 路線名 碁石海岸線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 大船渡市末崎町字大浜221番71地先から字中森124番1地先まで
 - イ 大船渡市末崎町字鶴巻88番2地先から字平林75番2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 令和6年4月1日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 令和6年4月1日から同年5月1日まで